

一般社団法人 熊本県銀行協会 定款

昭和 38 年 12 月 21 日	制定
昭和 40 年 11 月 8 日	変更
昭和 43 年 8 月 27 日	変更
昭和 44 年 12 月 25 日	変更
昭和 58 年 4 月 26 日	変更
昭和 59 年 11 月 28 日	変更
昭和 60 年 3 月 18 日	変更
平成 元年 2 月 13 日	変更
平成 4 年 4 月 1 日	変更
平成 10 年 4 月 1 日	変更
平成 15 年 10 月 22 日	変更
平成 19 年 9 月 19 日	変更
平成 23 年 4 月 1 日	変更
令和 5 年 4 月 1 日	変更
令和 6 年 4 月 1 日	変更

一般社団法人 熊本県銀行協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人熊本県銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、その目的を達成するため、熊本県内において次の事業を行う。

- (1) 銀行の営業および業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- (2) 金融ならびに経済に関する調査および研究
- (3) 関係官庁その他に対する建議ならびに答申
- (4) 他の金融機関および産業界との連絡
- (5) 金融機関関係者相互の親睦および協調を図り、その連絡を密にするための施設の設置、運営
- (6) 銀行職員の養成教育
- (7) 「銀行とりひき相談所」の設置、運営
- (8) その他本協会の目的達成上必要と認めた事業
- (9) 不動産賃貸業

第3章 社 員

(社員の要件)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、熊本県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入会)

第6条 社員となることを希望する銀行は、理事会が定める所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金・特別加入金)

第7条 新たに本協会の社員になる者は、第45条に規定する加入金・特別加入金（会館建設分担金）を納付しなければならない。

(社員資格の取得)

第8条 第6条の承認を得た銀行が加入金を完納したとき、業務執行理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

2 申込銀行は、社員名簿の登録によって、社員としての資格を取得する。

3 前項の社員名簿には社員名、所在地、加入年月日、代表者名を記録する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第9条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

2 前項の通知があったときは、業務執行理事は、社員名簿に変更事項を記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 退会および除名の場合のほか社員の資格は、次の事由によって喪失する。

- (1) 第5条に規定する要件を喪失したとき
- (2) 解散または合併により消滅したとき
- (3) 総社員が同意したとき

(社員資格の承継)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第1号または第2号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第1号または第2号により社員の資格を喪失する場合 次に掲げる銀行とする。
 - (i) 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは その銀行

(ロ) 営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行

(5) その他理事会が適當と認める場合 理事会が指定した銀行

(退 会)

第 12 条 社員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 13 条 社員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において出席社員の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 経費分担金を納付しないとき
- (2) 本協会の信用を毀損する行為、または目的に反する行為をしたとき
- (3) 営業状態が危険と認められる事実があったとき、または総会の決議に違反したとき

(社員資格喪失の通知等)

第 14 条 社員としての資格を喪失した者があるときは、業務執行理事は、社員名簿にその事由および年月日を記入し、かつ、これを社員に通知しなければならない。

(社員の権利義務)

第 15 条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

2 社員は、本協会の事業活動につきその便宜を受ける権利を有するとともに、本定款および総会の決議に従う義務を負う。

第 4 章 準 社 員

(準社員の要件)

第 16 条 本協会の目的や事業に賛同し、会員と共に事業等について連携して行うことと希望する熊本県内に本店または支店等の営業拠点を有する金融機関は、準社員として本協会に入会できる。

(地 位)

第 17 条 準社員は一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員に該当せず、本定款に定める総会、理事会、委員会への出席資格および議決権を有しない。また、準社員の役職員は、第 21 条に定める役員にも就任できない。

(入 会)

第 18 条 入会を希望する場合は、本協会所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金および会費)

第 19 条 準社員として入会する場合は、加入金の納付は要しない。ただし、本協会が別途定める会費を納付する。なお、原則として納付した会費の返還を請求することはできない。

(退 会)

第 20 条 準社員は別途定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。資格の喪失、継承、除名等は第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条に定める社員の取り扱いに準じる。

第 5 章 機 関

第 1 節 役 員

(役員の種類および定数)

第 21 条 本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上16名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事・監事の選任)

第 22 条 理事 15名以内及び監事 2名以内は、社員の役職員の中から総会においてこれを選任する。

2 理事 1名以上および監事 1名は、社員の役職員以外の者から総会においてこれを選任することができる。

(会長の選任)

第 23 条 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(常務理事の選任)

第 24 条 社員の役職員以外から選任された理事を、理事会の決議を経て常務理事とする。

(会長、常務理事の職務および権限)

第 25 条 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を総理する。

- 2 常務理事は、会長を補佐し、会長の指示に基づき日常の業務を執行する。
- 3 会長に事故があるとき、または欠員となったときは、会長の指名する理事がこれを代行する。
- 4 会長および常務理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の職務および権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会の運営について職務を執行する。

(監事の職務および権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、財産の状況または業務の執行につき不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
- 4 前項の報告を行うために必要あるときは総会の招集を請求することができる。
- 5 監事は、総会および理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、第 32 条第 2 項に規定する決算総会終了後から翌々事業年度の決算総会終了時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、第 32 条第 2 項に規定する決算総会終了後から翌々事業年度の決算総会終了時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充により選任された理事または監事の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 理事または監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 理事は総会において出席社員の過半数の同意により解任することができる。

- 2 監事は総会において出席社員の4分の3以上の同意により解任することができる。

(役員の報酬等)

第 30 条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常務理事および社員の役職員以外の監事は、総会において、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第2節 総会

(総会の構成)

第31条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(総会の種類)

第32条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年3月末までに開催する予算総会および事業年度終了後3カ月以内に開催する決算総会とする。

3 前項の決算総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第33条 総会は、開催の1週間前までに会議の目的である事項、日時および場所を記載した通知を発して、会長が招集する。ただし、緊急の場合は、社員全員の同意を得て招集の手続きを経ることなく開催できる。

2 前項にかかわらず、総会に出席しない社員が書面によって議決権行使することができるときは、その旨を通知するとともに、総会の日の2週間前にその通知を発しなければならない。

3 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

4 総社員の決議権の10分の1以上の決議権を有する社員もしくは監事から会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長)

第34条 総会の議長は、会長とする。

2 会長に事故あるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(総会の定足数)

第35条 総会は、総社員の過半数が出席することによって成立する。

(社員の議決権)

第36条 各社員の議決権は1個とする。ただし、議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、その議決に参加できないものとする。

2 総会に出席しない社員は、第33条第2項の規定により、あらかじめ通知のあった事項について議決権行使書面をもって表決を行う。

3 総会に出席しない社員は、他の出席社員に、その議決権の代理行使を委任する

ことができる。

4 第2項に規定する書面で議決権を行使したまは第3項にて委任した社員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議決)

第37条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合および法令で定められた事項を除き、議長を含む出席社員の過半数をもって決する。

2 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の決議事項)

第38条 総会は、本定款に別段の定めのあるものほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告および決算
- (2) 事業計画および予算
- (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (4) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(総会の議事録)

第39条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第3節 理事会

(理事会の構成)

第40条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は次の職務を行なう。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長および常務理事の選定および解職
- (4) 第48条に規定する委員会の設置および運営に必要な事項の決定

(理事会の招集)

第42条 理事会は、会長が必要と認めたとき、またはその他の理事から会議の目的

である事項を記載した書面をもって招集があったとき、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、理事会を招集しようとするときは、会日の5日前までに会議の目的である事項、日時および場所を各理事および各監事に通知しなければならない。ただし、理事および監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、招集することができる。
- 3 会長に事故あるとき、または、欠けたときは各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 43 条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故等による支障があるときは、その理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(理事会の定足数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

(理事会の決議)

第 45 条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって、これを決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議事項)

第 46 条 理事会は、本定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会において理事会に委嘱された事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本協会運営上の重要事項

(理事会の議事録)

第 47 条 法令で定めるところにより、議長は理事会の議事録を作成し、署名または記名押印のうえ事務所に据え置かねばならない。

- 2 出席した会長と監事は、議事録に署名または記名押印する。ただし、会長が出席しなかった場合は、出席した理事全員と監事が議事録に署名または記名押印する。

第 4 節 委 員 会

(委員会)

第 48 条 必要に応じ、本協会に委員会を置く。

- 2 委員会の設置または廃止は、理事会の決議を要する。

3 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会において別に定める。

第6章 加入金・特別加入金および経費分担金

(経費負担義務)

第49条 社員は第50条の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

(加入金・特別加入金および経費分担金)

第50条 本協会の加入金・特別加入金（会館建設分担金）および経費分担金の算出基準および納付方法は、総会において定める。

- 2 前項の加入金は、入会の通知を受けた日から1週間以内にこれを納付しなければならない。
- 3 第1項の特別加入金（会館建設分担金）は、総会で定めた期限内に納入しなければならない。
- 4 社員は、既納の加入金・特別加入金（会館建設分担金）および経費分担金の返還を請求することはできない。
- 5 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第51条 資産は、基本財産および通常財産の2種に分ける。

- 2 基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとし、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において総社員の3分の2以上の決議を経て、処分し、または担保に供することができる。
- 3 通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第52条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第53条 本協会の経費は、通常資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第 54 条 本協会の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告および収支決算)

第 55 条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長は業務成績報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録ならびにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

2 前項の業務成績報告書をもって、法人法上の事業報告とする。

(総会資料の備え置き)

第 56 条 会長は、総会の承認を得た前 2 条に関する書類を事務所に備えておかねばならない。

2 第 54 条にかかる書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第 55 条にかかる書類については、次の書類を含め、5 年間据え置き一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監査の名簿（役員名簿）
- (3) その他必要な資料

4 事務所に備え置く資料の開示・閲覧にあたって必要な事項は別に定める。

(剰余金)

第 57 条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、社員に分配せず翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とする。

(長期借入金)

第 58 条 本協会が資金の借入れを行うときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

(事業年度)

第 59 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(会計規則)

第 60 条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第61条 本定款は、総社員の3分の1以上または理事の賛成で発議し総会の決議でこれを変更することができる。

2 前項の決議には、総会において総社員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することはできない。

第9章 解 散

(解 散)

第62条 本協会は、法令で定められた事由により解散するが、総会の決議によって本協会を解散しようとするときは、総会において、総社員の4分の3以上の同意を必要とする。

(残余財産の処分)

第63条 本協会が解散したときの残余財産の処分については、総社員の4分の3以上の決議を得なければならない。

第10章 事務局

(事務局)

第64条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 会長は理事会の同意を得て事務局に事務局長、事務局次長、および若干名の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は会長が任免する。

第11章 雜 則

(公告の方法)

第65条 本協会の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告ができない場合は、熊本県において発行する熊本日日新聞に掲載する方法による。

(定款の施行に必要な事項の定め)

第 66 条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

附 則

(定款の効力)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(代表理事等)

2 本協会の最初の代表理事（会長）は甲斐隆博、業務執行理事（常務理事）は塙本敏雄とする。

(理 事)

3 本協会の最初の理事は、甲斐隆博、原秀樹、田中進互、大熊英雄、川波弘、清水善正、久保田浩、矢野隆一、中野修治、甲斐金治郎、田中太、桜木和陽、林謙治、高松秀範、吉野博史、塙本敏雄とする。

(監 事)

4 本協会の最初の監事は、成田淳一、若松高宏、山野陽一とする。

(事業年度)

5 整備法第 121 条第 1 項に読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、定款 59 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(その他附則)

6 社団法人熊本県銀行協会の定款は、附則第 5 項に規定する解散の登記の日に廃止する。

(定款の変更)

7 本定款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。